

2022年（令和4年）1月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関すること  
に係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2021年（令和3年）12月23日付けで諮問（第1105号）された国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官から家事事件手続法第62条及び家事事件手続規則第45条の規定に基づき、不在者財産管理人選任申立事件の審理のため、保険年金課で保有する国民健康保険の被保険者情報の提供について囑託がなされた。

家事事件手続法第62条及び家事事件手続規則第45条の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官に国民健康保険被保険者に係る個人情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 国民健康保険被保険者に係る個人情報を目的外に提供することについて

#### ア 目的外に提供する個人情報

- (イ) 住所、ふりがな、氏名、性別、生年月日
- (ロ) 国民健康保険加入の有無、加入期間

- (ウ) 口座の有無、金融機関及び支店名、口座番号、口座名義
- イ 目的外に提供する相手方  
高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官
- ウ 目的外提供の根拠規定  
家事事件手続法第62条及び家事事件手続規則第45条
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
- (ウ) 嘱託の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る嘱託は、家事事件手続法第62条及び家事事件手続規則第45条の規定に基づくものである。

家事事件手続法第62条は、家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる、としている。また、家事事件手続規則第45条は、裁判所がする事実の調査及び証拠調べに関する嘱託の手続は、特別の定めがある場合を除き、裁判所書記官がする、としており、裁判所書記官に対して報告の請求権を認めたものであるが、その嘱託に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件嘱託は、正当な請求権を有した高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官によって行われるものであり、受け取った情報については、不在者財産管理人選任の申立てにおいて適正かつ迅速な対応のために行うものである。

- (イ) 目的外に提供する必要性

本件嘱託の具体的な必要性について、高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官に問い合わせたところ、次のように述べている。

嘱託対象者に連絡がつかないことから、不在者財産管理人選任の申立てがあった。嘱託対象者は、藤沢市に住民登録をしているが、行方不明である。消息がつかめない場合は、申立て成立となるが、不在者であるかの調査が必要となる。国民健康保険に加入しているのであれば、藤沢市にいたことの確認がとれ、行方を捜す手掛かりとなる。また、口座情報については、金融機関に出入金記録開示を求める等、嘱託対象者が本当に不在者であるかの確認を行うため必要である。

なお、当該申立事件の事件番号については確認しており、成立日については調査が終了するまで確定しないことを確認している。

本件の目的外に提供する個人情報は、国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の嘱託に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

また、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対し

て、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため、本人通知を行うものとする。

(3) 添付書類

- ア 嘱託書
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断をするものである。

本件嘱託は、正当な請求権を有した高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官によって行われるものであり、本件嘱託の具体的な必要性について、高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官に問い合わせたところ、次のように述べている。

嘱託対象者に連絡がつかないことから、不在者財産管理人選任の申立てがあった。嘱託対象者は、藤沢市に住民登録をしているが、行方不明である。消息がつかめない場合は、申立て成立となるが、不在者であるかの調査が必要となる。国民健康保険に加入しているのであれば、藤沢市にいたことの確認がとれ、行方を捜す手掛かりとなる。また、口座情報については、金融機関に出入金記録開示を求める等、嘱託対象者が本当に不在者であるかの確認を行うため必要である。

なお、実施機関では、当該申立事件の事件番号については確認しており、成立日については調査が終了するまで確定しないことを確認している。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

以 上